

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年 8月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 ほか 7筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
72, 891㎡	25, 420㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
名鉄スカイパーキング	253台	40台	330台	43台
名鉄ロータリーパーク	1台	—	34台	—
その他	190台	変更なし	1, 956台	変更なし
計	444台	230台	2, 320台	1, 999台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
未定 (旧株式会社 名鉄百貨店)	午前10時00分 ①午前 9時00分／年 3日 ②午前 9時30分／年 1日 ③名鉄ビル及び大手町建物名古屋駅前ビルは午前 8時30分／年 1日 ④名鉄ビル地下 1階新聞売店は午前 6時00分 ⑤ベーカリーハウス及び弁当・おにぎりコーナーは午前 7時00分 ⑥薬品売場は午前 9時30分 ⑦大手町建物名古屋駅前ビルは午前 9時00分	午前 6時00分 ※ただし、商品受取コーナーは午前 0時00分	午後 8時00分 ①午後 9時00分／年60日 ②名鉄ビル地下 1階新聞売店は午後10時00分 ③大手町建物名古屋駅前ビルは午後10時30分	午後11時00分 ※ただし、商品受取コーナーは午後12時00分
未定 (旧名鉄産業株式会社)	1階売店 午前10時00分 1階花売場 午前 9時30分 地下 1階売店 午前11時30分	午前 6時00分	1階売店 午後 8時00分 1階花売場 午後 8時00分 地下 1階売店 平日 午後 9時00分 土・日・祝日 午後 7時30分	午後11時00分 ※ただし、コンビニエンスストアは午後11時30分

未定 (旧株式会社 近鉄百貨店)	午前10時00分 ①全館 午前 7時00分 ／年 1日 ②全館 午前 9時00分 ／年 1日 ③全館 午前 9時30分 ／年 2日 ④食品売場 午前 9時00分 ／年 2日 ⑤地下 1階ベ ーカリー 午前 7時00分 ⑥地下 1階米 飯惣菜 午前 8時00分	午前 6時00分	午後 8時00分 ①地下 1階、 8階、 9階 午後 9時00分 ②午後 9時00 分／年60日	午後11時00分
未定 (株式会社近 鉄リテーリン グ)	午前 6時20分	午前 6時00分	午後11時00分	午後11時00分 ※ただし、コ ンビニエンス ストアは午後 11時30分
未定 (旧ヤマダ電 機株式会社)	午前 9時00分	午前 6時00分	午後10時30分	午後11時00分
未定 (旧株式会社 メニコン)	午前 9時00分	午前 6時00分	午後 8時00分	午後11時00分
未定 (スギホール ディングス株 式会社)	午前 8時00分	午前 6時00分	午後11時00分	変更なし

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
名駅ロータリーパーク	午前 8時00分から 午後11時00分まで	—

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数	
	変更前	変更後

名駅ロータリーパーク	1箇所	—
その他	16箇所	変更なし
計	17箇所	16箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

(1) 2(1)、(2)、(4)及び(5)については、令和 8年 9月 1日

(2) 2(3)については、令和 8年 8月31日

4 変更しようとする理由

駐車場の一部閉鎖及び営業時間の一部変更のため

5 届出の日

令和 8年 8月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 8月17日から同年12月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年12月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課